

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保及び令和 8 年 3 月から適用する
公共工事設計労務単価の適用と特例措置の実施について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

今般、国土交通省不動産・建設経済局長から「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和 8 年 2 月 18 日付け国不入企第 30 号）の要請があり、京都府建設交通部においても同様の措置を講じることとし、引き続き下請業者を含む適切な賃金水準の確保を促し、法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底等、技能労働者の処遇改善を図ることとしておりますのでお知らせします。

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、必要な措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を一層進めるよう、改めて周知をお願いします。

また、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の適用と特例措置の実施については、下記のとおり取り扱いますので留意願います。

記

1 新労務単価の早期適用について

新労務単価については、令和 8 年 3 月 16 日以降に入札公告又は入札通知する工事及び除草等業務委託等の積算から適用します。ただし、令和 8 年 3 月 15 日以前に入札公告又は入札通知するものについても新労務単価を適用できるものとします。

なお、やむを得ず改定前の単価を用いて積算した工事等を入札公告又は入札通知する場合は、改定前の単価を用いている旨を入札情報公開システムに明記します。

2 特例措置の実施について

新労務単価の適用に伴い、以下の特例措置を実施します。

なお、インフレスライド条項の適用については、別途お知らせします。

- ・令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置（別添 1）
- ・小修繕工事、道路除雪作業委託等における令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置（別添 2）

担当	指導検査課 指導係
電話	075-414-5219